

社会福祉法人緑ヶ丘学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑ヶ丘学園（以下「法人」という。）の役員の報酬等に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員のうち、理事長が理事会及び評議員会出席以外の法人業務及び施設運営の業務を行うことに対し報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、月額100,000円とする。

3 前項の報酬は毎月21日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

4 役員の理事会等の出席に対しては、社会福祉法人緑ヶ丘学園旅費規程に基づく日当及び費用弁償を支払う。

(退職金)

第4条 退職する役員に対し、在任期間に応じ次のとおり退職金を支給する。

(1) 30年以上 100,000円

(2) 20年以上 70,000円

(3) 10年以上 50,000円

(4) 5年以上 30,000円

2 役員のうち理事長の職にあった者については、前項に定める額に係わらず理事会の同意を得て支給することができる。

(適用除外)

第5条 職員を兼務する役員及び常勤の役員は、この規程は適用しない。

附則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。ただし、この規程による第4条第1項に規定する在任期間は、この規程の施行日以前の期間を通算する。

2 平成24年12月1日制定の社会福祉法人緑ヶ丘学園役員報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。